

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容 (総括表)

(1) 重要変更に係るもの (法第13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積		農用地利用計画上		備考
				の用途区分別面積		
(編入) 農地	26	田	27,114.00	農用地区域外	27,114.00	中山間地域等直接支払交付金
	22	田	19,809.00	農用地区域外	19,809.00	土地改良事業によるほ場整備
	6	畑	2,067.52	農用地区域外	2,067.52	土地改良事業によるほ場整備
	4	雑種地	387.00	農用地区域外	387.00	土地改良事業によるほ場整備
	62	原野	14,508.06	農用地区域外	14,508.06	土地改良事業によるほ場整備
	30	山林	9,007.00	農用地区域外	9,007.00	土地改良事業によるほ場整備
	1	畑	1.00	農地	1.00	錯誤 (農用地面積の誤り)
	151		72,893.58		72,893.58	
(除外) ドライブイン用地	1	田	2,469.61	農地	2,469.61	現況地目の内訳 m ² 田 19,380.18 畑 23,900.31 雑種地 3,761.43 公衆用道路 2.40 宅地 237.00 原野 1,709.00 山林 1,285.00
物流施設	1	田	11,434.00	農地	11,434.00	
資材置場	1	雑種地	1,469.00	農地	1,469.00	
	2	田	1,411.57	農地	1,411.57	
事業用資材置き場、駐車場	2	雑種地	1,897.43	農地	1,897.43	
公衆用道路	1	田	1,354.00	農地	1,354.00	
	2	畑	36.31	農地	36.31	
電気事業用鉄塔	2	公衆用道路	2.40	農地	2.40	
宅地、雑種地であり、農用地として利用する見込みのない土地	1	畑	123.00	農地	123.00	
	1	雑種地	300.00	農地	300.00	
	1	宅地	237.00	農地	237.00	
錯誤 (農用地区域外であったが、総合見直し時に農用地区域に含まれてしまった土地)	1	田	487.00	農地	487.00	
錯誤 (農振計画策定以前から住宅進入路として使用されていた土地)	1	雑種地	95.00	農地	95.00	
錯誤 (閉鎖されていた土地)	1	原野	19.00	農地	19.00	
非農地 (非農地判定等) 原野、山林	4	田	2,224.00	農地	2,224.00	
	13	畑	23,741.00	農地	23,741.00	
	1	山林	1,285.00	農地	1,285.00	
	1	原野	1,690.00	農地	1,690.00	
	32		50,275.32		50,275.32	
(用途区分の変更： 1haを超える場合)			m ²		m ²	
合計 ①-②			22,618.26		22,618.26	

(2) 軽微な変更に係るもの（法施行令第10条関係）

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備考
		m ²	m ²	
合計				

（注：備考欄に施行令第10条第1項各号の区分を記載する。）

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

経済事情の変動及びその他情勢の推移等の理由により、当該計画の変更が必要になった。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

申出地は集团的優良農用地ではないほか、汚水・雑排水対策及び隣接農地への被害防除措置も講じられており、周辺農用地への支障は無いことから、農業面に与える支障も無い。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

集团的優良農用地は、今後も農用地区域として確保する。

(様式第2号)

農業振興地域整備計画変更調書

第1 農用地区域の変更

1 農用地区域に編入しようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用途区分	農業関係事業 の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備考
附図番号	所在						
33～ 58	片平町字向山田2番 他25件	農地	田 27,114.00 m ²	農用地区域外	中山間地域等直接 支払交付金活用	別紙の とおり	
59～ 182	三徳田町駒屋字一人子 10番地2 他123件	農地	45,778.58 m ²	農用地区域外	—	土地改 良事業	
183	熱海町安子島字大沢 2番	農地	畑 1.00 m ²	農用地	—	別紙の とおり	
合 計			72,893.58 m ²				

2 用途区分の変更をしようとするもの

計画変更箇所		変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用途区分	農業関係事業 の 実施及び計画 との関連	変更 理由	備考
附図番号	所在						
合 計							

3 農用地区域から除外しようとするもの

計画変更箇所 附図番号	所 在	変更後の用途	現況地目面積	農用地利用 計画上の用 途区分	農業関係事業 の 実施及び計画	変更 理由	備 考
1	大槻町字上新町57番	ドライブイン用地	田 1,499.00 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山	別紙 のと おり	
1	大槻町字上新町58番	ドライブイン用地	田 970.61 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山	〃	
2	大槻町字中ノ平90番 1	物流施設	田 1,001.00 m ²	農地		〃	
2	大槻町字中ノ平94番 1	物流施設	田 3,821.00 m ²	農地		〃	
2	大槻町字中ノ平265 番1	物流施設	雑種地 845.00 m ²	農地		〃	
2	大槻町字中ノ平528 番	物流施設	田 450.00 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山2期	〃	
2	大槻町字中ノ平529 番1	物流施設	雑種地 624.00 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山2期	〃	
2	大槻町字中ノ平東11 番1	物流施設	田 3,046.00 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山2期	〃	
2	大槻町字中ノ平東15 番	物流施設	田 2,534.00 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山2期	〃	
2	大槻町字中ノ平中ノ 平東16番	物流施設	田 582.00 m ²	農地	県営ほ場整備事業 郡山2期	〃	
3	日和田町字中林9番2	資材置場	雑種地 1,841.07 m ²	農地		〃	
3	日和田町字芳池13番 2	資材置場	雑種地 46.09 m ²	農地		〃	
3	日和田町字芳池90番 3	資材置場	雑種地 10.27 m ²	農地		〃	
4	西田町大田字上洞 438番1	資材置場	田 1,411.57 m ²	農地		〃	
5	西田町芹沢字宮田41 番1	事業用資材置き 場、駐車場	田 1,354.00 m ²	農地		〃	
6	中田町高倉字福田56 番	公衆用道路	畑 36.31 m ²	農地		〃	公衆用道 路供用
7	安積町牛庭字上牛庭 367番1	—	田 487.00 m ²	農地		〃	錯誤によ る除外
8	安積町牛庭字上牛庭 367番4	公衆用道路	公衆用道路 2.40 m ²	農地		〃	公衆用道 路供用
9	白岩町字堺之内177 番6	—	雑種地 95.00 m ²	農地		〃	錯誤によ る除外
10、11	安積町成田字不動内 98番 他1件	—	雑種地、宅地 537.00 m ²	農地		〃	宅地、雑種地 で、農用地利 用の見込みの ない土地
12	阿久津町字外川原 160番2	電気事業用鉄塔	畑 123.00 m ²	農地		〃	電気事業 供用
13	日和田町字一ツ垣50 番43	—	原野 19.00 m ²	農地		〃	錯誤によ る除外
14～ 32	湖南町中野字穴釜 6134 他18件	—	田、畑、山林、原野 28,940.00 m ²	農地		〃	非農地判 定による 除外
小		計	50,275.32 m ²				

第2 その他の計画の変更

1 農業生産基盤の整備開発計画の変更

単位：h a)

地区名 区域番号	変更前				変更後				変更理由
	図番号	事業の種類	事業の概況	受益積	図番号	事業の種類	事業の概況	受益積	

(注) 第1の変更が第2の1の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

2 農用地等の保全に関する事項 (の変更)

項目	変更前	変更後	変更理由
農用地等の保全のための方策 (耕作放棄の発生の抑制、既存の耕作放棄地の復旧の方策等)			

(注) 第1の変更が第2の2の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向			
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策			

4 農業近代化施設の設備計画の変更

地区 区域 番号	変更前					変更後					変更理由		
	図面 番号	施設 の種類	位置 及び 規模	受益範囲		利用 組織	図面 番号	施設 の種類	位置 及び 規模	受益範囲		利用 組織	
				受益戸数	受益面積 ha					受益戸数			受益面積 ha

(注) 第1の変更が第2の4の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備計画(の変更)

地区 区域 番号	変更前						変更後						変更理由		
	図面 番号	施設 の種類	位置 及び 規模	受益範囲		利用 組織	利用 目的	図面 番号	施設 の種類	位置 及び 規模	受益範囲			利用 組織	利用 目的
				受益戸数	受益面積 ha						受益戸数	受益面積 ha			

(注) 第1の変更が第2の5の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

6 就業機会の確保・拡大計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
農業従事者の安定的な就業の促進計画			
その他関連計画			

(注) 第1の変更が第2の6の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

7 農村生活環境の整備計画の変更

地区 区域 番号	変更前					変更後					変更理由
	図面 番号	施設等 の種類	位置 及び 規模	受益範囲		図面 番号	施設等 の種類	位置 及び 規模	受益範囲		
				関係 集番	受益戸数 受益人口				関係 集番	受益戸数 受益人口	

(注) 第1の変更が第2の7の変更を伴うときは、必ず併せて記載する

8 地域資源の利用及び管理・保全に関する計画の変更

項目	変更前	変更後	変更理由
地域資源の利用及び適正な管理・保全の方向			
地域資源の有効力利用及び適正な管理・保全を図るための方策			

9 その他計画の変更

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕 (一件毎に作成)

対図		計画変更箇所				
番号	所在	地目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分	
1	大槻町字上新町57番、58番の内	田	2,469.61m ²	第1号・ 第2号 ・第3号	農地 採草放牧地	
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
ドライブインを建築するものである。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	流通の要所である当該地にドライブインを建築するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。			
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第3号	申出地は、西側、南側は道路、北側、東側は農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第5号	汚水は合併浄化槽で処理し、北側新設水路へと排水する。雨水は安定勾配で西側新設水路へと排水するため、土砂等の流出はないことから変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地改良事業が実施されたが、工事完了公告における工事完了年月日の翌年度から起算して8年以上経過している。(昭和52年3月19日換地処分)			
		法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕				
	法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()			
		当該地の選定理由				
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○				
		〔 第2号 第3号 第4号 〕				

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第1種農地
農地転用許可条項	2-1- (1) -イ- (ア) -b 土地改良農地 第1種農地 2-1- (1) -イ- (イ) -e-(d)- i 流通業務事業
他法令との調整	開発行為の許可必要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所				
番号	所在	地目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分	
2	大槻町字中ノ平90番1、94番1、265番1、528番、529番1、中ノ平東11番1、15番、16番	田	11,434.00㎡	第1号・ <u>第2号</u> ・第3号	<u>農地</u> 採草放牧地	
		雑種地	1,469.00㎡	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地	
変更の目的及び必要性						
物流施設を建築するものである。						
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	地区計画運用指針に該当するものであり、物流企業を誘致し、物流施設を設置するものである。農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。			
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第3号	北側は道、南側は道、西側は高速道路、東側は道であり、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第5号	雨水排水は集水桝や調整池により処理する。汚水処理や生活雑排水は合併浄化槽により処理し道路側溝へ排水する。敷地境界にブロックを設置し、アスファルト舗装や地被植物により土砂流出を防ぐことから、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。			
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地改良事業が実施されたが、工事完了公告における工事完了年月日の翌年度から起算して8年以上経過している。(昭和52年3月19日換地処分)			
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕					
法第10条第3項各号非該当の土地						
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()			
		当該地の選定理由				

<p>軽微な変更</p>	<p>*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕</p>
<p>その他の事項による除外</p>	
<p>農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。</p>	
<p>農地転用許可権者</p>	<p>郡山市農業委員会</p>
<p>意見</p>	<p>許可相当</p>
<p>農地区分</p>	<p>第3種農地、非農地</p>
<p>農地転用許可条項</p>	<p>2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b) 公共施設至近距離（インターチェンジから300m以内） 第3種農地 2-1-(1)-エ-(イ)</p>
<p>他法令との調整</p>	<p>開発行為の許可必要</p>

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所			
番号	所在	地目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
3	日和田町字中林9番2の内、芳池13番2の内、90番3の内	雑種地	1,897.43㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
資材置場を設置するものである。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	本店の移転に伴い、建築資材等を保管するための資材置場を設置するものであり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。		
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第3号	申出地は、北側、西側は法面、東側は道路、南側は農地であるが、集団農地を分断するものではなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第5号	取水はなく、雨水は地下浸透及び道路側溝へ排水する。また、囲いを設置することから土砂の流出はないため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。		
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕				
法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()		
		当該地の選定理由			

<p>軽微な変更</p>	<p>*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕</p>
<p>その他の事項による除外</p>	
<p>農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。</p>	
<p>農地転用許可権者</p>	<p>郡山市農業委員会</p>
<p>意見</p>	<p>許可不要</p>
<p>農地区分</p>	<p>非農地</p>
<p>農地転用許可条項</p>	<p>—</p>
<p>他法令との調整</p>	<p>開発行為の許可不要</p>

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所			
番号	所在	地目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
4	西田町大田字上洞438番1の内	田	1,411.57㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
資材置場を設置するものである。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	現在の敷地は手狭であり、建築資材等を保管するための資材置場を設置するものである。 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。		
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第3号	申出地は、西側、南側は道及び水路、北側、東側は農地であるが、集団農地を分断するものでなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第5号	雨水は地下浸透及び道路側溝及び水路へ排水し、取水はない。敷地は砂利敷とし、土砂の流出を防ぐため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。		
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕				
法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()		
		当該地の選定理由			
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○			
		〔 第2号 第3号 第4号 〕			
その他の事項による除外					

農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。

農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1-(1)-カ-(ア) その他の2種 2-1-(1)-カ-(イ)
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所			
番号	所在	地目	面積	法第10条第3項の該当号	用途区分
5	西田町芹沢字宮田41番1	田	1,354.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
				第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
変更の目的及び必要性					
資材置場、駐車場を設置するものである。					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号	現在の敷地は手狭なため資材置場及び駐車場を設置するものであり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることから除外はやむを得ない。		
		法第13条第2項第2号	地域計画の対象区域外であるため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第3号	申出地は、北側は水路を挟んで道、南側は雑種地、西側は宅地、東側は農地であるが、集団農地を分断するものでなく、集団性を損なわず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第4号	郡山市農用地利用集積計画等を確認したが、当該変更が農用地区域内における認定農業者等への農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第5号	取水はなく、雨水は地下浸透とし、転圧工事を施し土砂流出を防ぐため、変更後周辺農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能へ支障を及ぼすおそれはない。		
		法第13条第2項第6号	申出地は、土地基盤整備事業は実施されておらず、今後も実施する計画はない地区である。		
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕				
法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()		
		当該地の選定理由			
軽微な変更		*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○			
		〔 第2号 第3号 第4号 〕			

その他の事項による除外	
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。	
農地転用許可権者	郡山市農業委員会
意見	許可相当
農地区分	第2種農地
農地転用許可条項	2-1-（1）-カ-（ア） その他の2種 2-1-（1）-カ-（イ）
他法令との調整	開発行為の許可不要

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
6~13	中田町高倉字福田56番 他7筆 別紙1のとおり	畑	159.31㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
		田	487.00㎡	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
		公衆用道路	2.40㎡		
		雑種地	395.00㎡		
		宅地	237.00㎡		
		原野	19.00㎡		
変更の目的及び必要性					
<p>公益性が特に高い事業の実施による除外(公衆用道路、電気事業供用) 規則第4条の5に該当する公衆用道路、電気事業であるため、農用地等とすることが適当ではない。 非農用地であったため、除外するものである。</p>					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号			
		法第13条第2項第2号			
		法第13条第2項第3号			
		法第13条第2項第4号			
		法第13条第2項第5号			
		法第13条第2項第6号			
	法第10条第4項規定の土地 〔非農用地令第8条〕	規則第4条の5に該当する公衆用道路、電気事業用鉄塔であるため、農用地等とすることが適当ではない。			
法第10条第3項各号非該当の土地					
用途区分の変更		変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()		
		当該地の選定理由			

<p>軽微な変更</p>	<p>*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕</p>
<p>その他の事項による除外</p>	<p>宅地、雑種地であり、今後も農用地として使用する予定がない土地であるため、農用地等とすることが適当ではない。 錯誤（農用地区域外であったが、総合見直し時に農用地区域に含まれてしまった土地）による除外 錯誤（農振計画策定以前から住宅進入路として使用されていた土地）による除外 錯誤（閉鎖されていた土地）による除外</p>
<p>農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。</p>	
<p>農地転用許可権者</p>	
<p>意見</p>	
<p>農地区分</p>	
<p>農地転用許可条項</p>	
<p>他法令との調整</p>	

錯誤等に伴う除外農用地一覧表

No	所在地漢字名称	本番	枝番	地目		変更後		除外理由	
				登記	現況	農用地面積	除外面積		
6	中田町高倉字福田	56		畑	畑	2,691.75	36.31	①	公衆用道路
7	安積町牛庭字上牛庭	367	1	田	田	487.00	487.00	③	
8	安積町牛庭字上牛庭	367	4	公衆用道路	公衆用道路	2.40	2.40	①	公衆用道路
9	白岩町字堺之内	177	6	雑種地	雑種地	95.00	95.00	④	
10	安積町成田字不動内	98		雑種地	雑種地	300.00	300.00	②	
11	日和田町高倉字鶴番	2	27	宅地	宅地	237.00	237.00	②	
12	阿久津町字外川原	160	2	畑	畑	123.00	123.00	①	送電線用鉄塔
13	日和田町字一ツ坦	50	43	原野	原野	19.00	19.00	⑤	

除外理由

①公共性が高い事業の実施（農振法施行規則第4条の5）

②宅地、雑種地であり、農用地として利用する見込みのない土地

③錯誤（農用地区域外であったが、総合見直し時に農用地区域に含まれてしまった土地）

④錯誤（農振計画策定以前から住宅進入路として使用されていた土地）

⑤錯誤（閉鎖されていた土地）

	筆数	地積
畑	2筆	159.31m ²
田	1筆	487.00m ²
公衆用道路	1筆	2.40m ²
雑種地	2筆	395.00m ²
宅地	1筆	237.00m ²
原野	1筆	19.00m ²
合計	8筆	1,299.71m ²

(様式第2号) 別表1-1

変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕(一件毎に作成)

対図		計画変更箇所			
番号	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
14~32	湖南町中野字穴釜6134番 他18筆 別紙2のとおり	田	2,224.00㎡	第1号・第2号・第3号	農地 採草放牧地
		畑	23,741.00㎡	第4号・第5号	混牧林地・農業用施設用地
		山林	1,285.00㎡		
		原野	1,690.00㎡		
変更の目的及び必要性					
<p>①農地法の運用において農地に該当しないと判断され、計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、かつ、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないため、農業振興上除外することが適当である。法10条第3項非該当</p> <p>②当該地は非農地であり、今後農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無い。また、当該地は、農業振興地域整備計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、かつ、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないため、農業振興上除外することが適当である。法第10条第3項非該当</p>					
除外	変更要件の検討	法第13条第2項第1号			
		法第13条第2項第2号			
		法第13条第2項第3号			
		法第13条第2項第4号			
		法第13条第2項第5号			
		法第13条第2項第6号			
	法第10条第4項規定の土地〔非農用地令第8条〕				
法第10条第3項各号非該当の土地	<p>①郡山市農業委員会にて農地に該当しないと判断され、周辺の農地との一体的な利用等も無く、農用地等とすることが適当な土地ではない。</p> <p>②当該地は非農地であり、周辺の農地との一体的な利用等も無く、農用地等とすることが適当な土地ではない。</p>				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・()			
	当該地の選定理由				

<p>軽微な変更</p>	<p>*令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕</p>
<p>その他の事項による除外</p>	
<p>農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。）※ 農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。</p>	
<p>農地転用許可権者</p>	
<p>意見</p>	
<p>農地区分</p>	
<p>農地転用許可条項</p>	
<p>他法令との調整</p>	

非農地判定等に伴う除外農用地一覧表

(単位：㎡)

No	所在地	地目		非農地判定 時の現況	地積		除外理由	非農地判定 (農委月例総会)
		登記	現況		登記	現況		
14	湖南町中野字穴釜6134	畑	畑	山林	307.00	307.00	①	R7.1.17
15	湖南町中野字穴釜6135	畑	畑	山林	109.00	109.00	①	R7.1.17
16	湖南町中野字穴釜6133-1	畑	畑	山林	396.00	396.00	①	R7.1.17
17	湖南町中野字寺前6002	畑	畑	山林	333.00	333.00	①	R7.1.17
18	湖南町中野字寺前6003	畑	畑	山林	105.00	105.00	①	R7.1.17
19	湖南町中野字寺前6004	畑	畑	山林	221.00	221.00	①	R7.1.17
20	湖南町中野字穴釜6168	畑	畑	山林	92.00	92.00	①	R7.1.17
21	田村町糠塚字牛骨147	畑	畑	原野	17,507.00	17,507.00	①	R7.2.19
22	田村町糠塚字牛骨148	田	田	原野	337.00	337.00	①	R7.2.19
23	田村町栃山神字小淵ヶ尻	田	田	原野	415.00	415.00	①	R7.2.19
24	田村町栃山神字別当99	畑	畑	原野	325.00	325.00	①	R7.2.19
25	田村町栃山神字別当99-2	畑	畑	原野	470.00	470.00	①	R7.2.19
26	田村町栃山神字小宮久19	畑	畑	原野	2,977.00	2,977.00	①	R7.2.19
27	田村町栃山神字小宮久27	畑	畑	原野	599.00	599.00	①	R7.2.19
28	田村町栃山神字小宮久49-2	畑	畑	原野	300.00	300.00	①	R7.2.19
29	西田町芹沢字向山31-1	田	田	原野	1,256.00	1,256.00	①	R7.2.19
30	富久山町福原字白石田7-2	田	田	原野	216.00	216.00	①	R7.3.18
31	日和田町八丁目字樋口27-1	山林	山林		2,224.00	1,285.00	②	
32	日和田町字一ツ坦50-43	原野	原野		1,690.00	1,690.00	②	

① 非農地判定

② 現況非農地である

集計	現況地目	筆数	地積
	田	4筆	2,224.00㎡
	畑	13筆	23,741.00㎡
	山林	1筆	1,285.00㎡
	原野	1筆	1,690.00㎡
	合計	19筆	28,940.00㎡

変更箇所の個別検討表〔編入用〕 (一件毎に作成)

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
33~58	片平町字向山田2番 他25筆 別紙3のとおり	田	27,114.00m ²	農地 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
<p>中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の適切な維持管理及び農業生産活動の継続が見込めるため、優良農地と判断できることから、農用地区域に編入するものである。</p>				
<p>法第10条第3項の該当号 (該当する項目の□にレを付すこと)</p>	<p><input type="checkbox"/> 1号〔集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕</p> <p><input type="checkbox"/> 2号〔土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕</p> <p><input type="checkbox"/> 3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕</p> <p><input type="checkbox"/> 4号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕</p>			
備考				

番号	所在				地目		面積 (㎡)
	行政区	大字	小字	地番	台帳	現況	
33	片平町		向山田	2	田	田	1,883
34	片平町		向山田	9-1	田	田	1,022
35	片平町		向山田	9-2	原野	田	576
36	片平町		向山田	9-3	田	田	552
37	片平町		向山田	9-4	原野	田	621
38	片平町		向山田	9-5	田	田	1,446
39	片平町		向山田	9-6	原野	田	414
40	片平町		向山田	9-7	田	田	747
41	片平町		向山田	19-2	田	田	2,687
42	片平町		向山田	28	山林	田	253
43	片平町		中山田	1-2	山林	田	131
44	片平町		中山田	1-3	田	田	321
45	片平町		中山田	4	田	田	303
46	片平町		中山田	6	田	田	424
47	片平町		中山田	9	田	田	1,439
48	片平町		中山田	13	田	田	263
49	片平町		中山田	15-2	田	田	484
50	片平町		下向山	4	畑	田	607
51	片平町		下向山	5-1	田	田	764
52	片平町		下向山	5-2	山林	田	392
53	片平町		下向山	15	畑	田	473
54	片平町		下向山	20-1	山林	田	2,854
55	片平町		下向山	21-2	田	田	294
56	片平町		下向山	23	山林	田	1,537
57	片平町		下向山	26	山林	田	5,220
58	片平町		下向山	32	山林	田	1,407
	合計						27,114

※上記の全筆は、農振農用地に編入することについて、すべて土地所有者及び耕作者より同意を得ております。

集計	現況地目	筆数	地積
	田	26筆	27114㎡
	合計	26筆	27114㎡

(様式第2号) 別表2

変更箇所の個別検討表〔編入用〕 (一件毎に作成)

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
59~182	三穂田町駒屋字一人子10番地2 他123筆 別紙4のとおり	別紙4のとおり		農地 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
当該地は集団性のある農地であることから、農用地区域へ編入する。				
法第10条第 3項の該当号 (該当する項 目の□にレを 付すこと)	<input type="checkbox"/> 1号〔集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 <input checked="" type="checkbox"/> 2号〔土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 <input type="checkbox"/> 3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 <input type="checkbox"/> 4号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 <input type="checkbox"/> 5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備考				

郡山市三穗田町 農業振興地域編入一覽

別紙 4

番号	所在地	地目	現況	地積(m ²)
59	郡山市三穗田町駒屋字一人子10番地2	原野	原野	67
60	郡山市三穗田町駒屋字一人子19番地	原野	原野	145
61	郡山市三穗田町駒屋字一人子20番地	原野	原野	1,385
62	郡山市三穗田町駒屋字一人子52番地5	田	田	16
63	郡山市三穗田町駒屋字稻荷坦21番地	田	田	198
64	郡山市三穗田町駒屋字稻荷坦29番地	田	田	35
65	郡山市三穗田町駒屋字稻荷坦31番地4	原野	原野	260
66	郡山市三穗田町駒屋字稻荷坦32番地3	原野	原野	381
67	郡山市三穗田町駒屋字岡ノ内39番地	原野	原野	703
68	郡山市三穗田町駒屋字岡ノ内46番地2	原野	原野	247
69	郡山市三穗田町駒屋字逆川25番地3	原野	原野	69
70	郡山市三穗田町駒屋字欠下30番地3	原野	原野	314
71	郡山市三穗田町駒屋字欠下47番地2	山林	山林	40
72	郡山市三穗田町駒屋字古館38番地2	原野	原野	29
73	郡山市三穗田町駒屋字古館38番地3	原野	原野	93
74	郡山市三穗田町駒屋字古館51番地	畑	畑	119
75	郡山市三穗田町駒屋字古館54番地	畑	畑	76
76	郡山市三穗田町駒屋字戸ノ内22番地	原野	原野	35
77	郡山市三穗田町駒屋字戸ノ内23番地	原野	原野	126
78	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山6番地	山林	山林	94
79	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山12番地	山林	山林	367
80	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山33番地	原野	原野	152
81	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山49番地	畑	畑	158
82	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山54番地	田	田	389
83	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山55番地1	田	田	656
84	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山55番地3	原野	原野	271
85	郡山市三穗田町駒屋字佐々小山65番地	原野	原野	314
86	郡山市三穗田町駒屋字佐武坦4番地	原野	原野	346
87	郡山市三穗田町駒屋字佐武坦5番地	山林	山林	79
88	郡山市三穗田町駒屋字四十坦原16番地39	原野	原野	2,443
89	郡山市三穗田町駒屋字上佐々小山5番地	山林	山林	90
90	郡山市三穗田町駒屋字上佐々小山6番地	山林	山林	193
91	郡山市三穗田町駒屋字上佐々小山7番地	山林	山林	279
92	郡山市三穗田町駒屋字上佐々小山11番地2	原野	原野	970
93	郡山市三穗田町駒屋字上佐々小山11番地	山林	山林	451

郡山市三穂田町 農業振興地域編入一覽

別紙 4

番号	所在地	地目	現況	地積(m ²)
94	郡山市三穂田町駒屋字上佐々小山14番地	山林	山林	302
95	郡山市三穂田町駒屋字上佐々小山16番地	山林	山林	150
96	郡山市三穂田町駒屋字上佐々小山20番地1	原野	原野	143
97	郡山市三穂田町駒屋字上佐々小山21番地1	山林	山林	1,049
98	郡山市三穂田町駒屋字上佐々小山21番地2	山林	山林	524
99	郡山市三穂田町駒屋字上佐々小山25番地	田	田	213
100	郡山市三穂田町駒屋字上西ノ内35番地	山林	山林	90
101	郡山市三穂田町駒屋字諏訪5番地	田	田	497
102	郡山市三穂田町駒屋字諏訪7番地3	原野	原野	204
103	郡山市三穂田町駒屋字諏訪22番地1	山林	山林	1,072
104	郡山市三穂田町駒屋字諏訪前28番地2	原野	原野	6
105	郡山市三穂田町駒屋字諏訪前29番地2	田	田	78
106	郡山市三穂田町駒屋字諏訪前30番地	原野	原野	402
107	郡山市三穂田町駒屋字諏訪前52番地	田	田	112
108	郡山市三穂田町駒屋字諏訪前56番地4	原野	原野	98
109	郡山市三穂田町駒屋字諏訪前56番地5	原野	原野	165
110	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内47番地	山林	山林	202
111	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内49番地1	山林	山林	49
112	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内50番地2	山林	山林	17
113	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内50番地3	田	田	147
114	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内50番地7	雑種地	雑種地	200
115	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内56番地1	山林	山林	600
116	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内59番地	山林	山林	60
117	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内85番地2	雑種地	雑種地	18
118	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内86番地2	雑種地	雑種地	12
119	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内91番地2	田	田	90
120	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内105番地	原野	原野	25
121	郡山市三穂田町駒屋字西ノ内117番地	原野	原野	93
122	郡山市三穂田町駒屋字西畑86番地1	山林	山林	163
123	郡山市三穂田町駒屋字赤場29番地2	原野	原野	72
124	郡山市三穂田町駒屋字赤場38番地12	山林	山林	24
125	郡山市三穂田町駒屋字赤場49番地2	山林	山林	242
126	郡山市三穂田町駒屋字赤場53番地6	原野	原野	58
127	郡山市三穂田町駒屋字赤場60番地3	田	田	43
128	郡山市三穂田町駒屋字赤場61番地3	畑	畑	6

郡山市三穗田町 農業振興地域編入一覽

別紙 4

番号	所在地	地目	現況	地積(m ²)
129	郡山市三穗田町駒屋字赤場63番地4	田	田	178
130	郡山市三穗田町駒屋字赤場88番地2	原野	原野	18
131	郡山市三穗田町駒屋字赤場上20番地1	畑	畑	312
132	郡山市三穗田町駒屋字南覚前1番地2	原野	原野	234
133	郡山市三穗田町駒屋字南覚前5番地2	原野	原野	430
134	郡山市三穗田町駒屋字南覚前16番地3	山林	山林	718
135	郡山市三穗田町駒屋字南覚前17番地	山林	山林	554
136	郡山市三穗田町駒屋字南覚前19番地	山林	山林	480
137	郡山市三穗田町駒屋字南覚前20番地2	原野	原野	18
138	郡山市三穗田町駒屋字南覚前22番地	山林	山林	319
139	郡山市三穗田町駒屋字南覚前26番地	原野	原野	48
140	郡山市三穗田町駒屋字南原田40番地	原野	原野	95
141	郡山市三穗田町駒屋字南原田42番地	原野	原野	98
142	郡山市三穗田町駒屋字南原田49番地2	原野	原野	49
143	郡山市三穗田町駒屋字二斗蒔37番地2	原野	原野	32
144	郡山市三穗田町駒屋字入道淵9番地2	学校用地	田	1,234
145	郡山市三穗田町駒屋字入道淵31番地2	原野	原野	235
146	郡山市三穗田町駒屋字入道淵81番地	原野	原野	21
147	郡山市三穗田町駒屋字柏坊25番地	山林	山林	104
148	郡山市三穗田町駒屋字柏坊26番地	山林	山林	179
149	郡山市三穗田町駒屋字柳田106番地2	原野	原野	50
150	郡山市三穗田町駒屋字来海31番地1	原野	原野	211
151	郡山市三穗田町駒屋字来海35番地1	田	田	135
152	郡山市三穗田町駒屋字来海41番地	原野	原野	138
153	郡山市三穗田町駒屋字来海54番地	原野	原野	153
154	郡山市三穗田町駒屋字来海57番地	原野	原野	61
155	郡山市三穗田町駒屋字来海66番地2	原野	原野	58
156	郡山市三穗田町駒屋字来海67番地2	原野	原野	250
157	郡山市三穗田町八幡字高玉39番地1	原野	原野	64
158	郡山市三穗田町八幡字高玉53番地2	山林	山林	96
159	郡山市三穗田町八幡字四十坦24番地2	原野	原野	161
160	郡山市三穗田町八幡字四十坦31番地2	山林	山林	420
161	郡山市三穗田町八幡字四十坦42番地2	原野	原野	80
162	郡山市三穗田町八幡字四十坦43番地2	原野	原野	114
163	郡山市三穗田町八幡字四十坦44番地2	原野	原野	129

郡山市三穗田町 農業振興地域編入一覽

別紙 4

番号	所在地	地目	現況	地積(m ²)
164	郡山市三穗田町八幡字四十坦45番地2	原野	原野	148
165	郡山市三穗田町八幡字四十坦75番地2	原野	原野	397
166	郡山市三穗田町八幡字四十坦77番地2	原野	原野	255
167	郡山市三穗田町八幡字四十坦78番地2	原野	原野	126
168	郡山市三穗田町八幡字四十坦92番地	原野	原野	87
169	郡山市三穗田町八幡字東屋敷56番地1	田	田	775
170	郡山市三穗田町八幡字北高玉2番地3	田	田	1,303
171	郡山市三穗田町八幡字北高玉11番地1	田	田	8,037
172	郡山市三穗田町鍋山字四十坦原183番地152	田	田	1,843
173	郡山市三穗田町鍋山字番ノ沢山3番地	田	田	1,056
174	郡山市三穗田町鍋山字番ノ沢山6番地1	畑	畑	1,397
175	郡山市三穗田町鍋山字番ノ沢山6番地2	田	田	1,270
176	郡山市三穗田町川田字駒隠32番地	原野	原野	465
177	郡山市三穗田町川田字駒隠52番地2	原野	原野	85
178	郡山市三穗田町川田字駒隠114番地2	原野	原野	221
179	郡山市三穗田町川田字犬ヶ馬場2番地91	雑種地	雑種地	157
180	郡山市三穗田町川田字上川原11番地1	原野	田	1,504
181	郡山市三穗田町川田字上川原11番地2	原野	原野	120
182	郡山市三穗田町川田字上川原16番地1	原野	原野	241

田	22筆	19,809.00m ²
畑	6筆	2,067.52m ²
雑種地	4筆	387.00m ²
原野	62筆	14,508.06m ²
山林	30筆	9,007.00m ²
	124筆	45,778.58m ²

変更箇所の個別検討表〔編入用〕 (一件毎に作成)

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
183	熱海町安子島字大沢2番 別紙5のとおり	畑	1.00m ²	農地 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
錯誤による編入 誤った農用地面積であったため、正しい農用地面積とするために編入するものである。				
法第10条第 3項の該当号 (該当する項 目の□にレを 付すこと)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号〔集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 <input type="checkbox"/> 2号〔土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 <input type="checkbox"/> 3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 <input type="checkbox"/> 4号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 <input type="checkbox"/> 5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備考				

農用地利用計画の変更について（編入）

(単位：㎡)

変更前						変更後						変更	面積増減		
地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分	地区 (大字)	小字	地番	現況 地目	現況地積	用途区分	理由	農用地	施設 用地	非農用地
熱海町 安子島	大沢	2番	田	1,090.00	農用地	熱海町 安子島	大沢	2番	田	1,090.00	農用地	錯誤	1.00		
			畑	545.00	農用地				畑	546.00	農用地				

	農用地	施設用地	非農用地
合計	1.00	0.00	0.00